「知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(案)」に対する意見募集結果について

- 1 実施期間 平成30年6月12日(火)から平成30年7月11日(水)まで
- 2 寄せられたご意見の件数 1人 7件
- 3 寄せられた内容と対応について

対応状況

	項目	意見数
A	文章の修正等により全部又は一部反映するもの	1
В	既に反映されているもの	1
С	今後の施策や事業実施において検討・対応するもの	0
D	何らかの理由で反映することが難しいもの	3
Е	その他(質問、意見、個別事案、他制度への意見等)	2

通	該当	意見の概要	県の考え方	対
番	箇所			応
1	全般	三重県のパブリックコメントでは、「県民から意見を聞	県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針	В
		く」とあるが、本規則を三重県民以外に適用しないので	及び運用方針において、「「県民等」とは、県内に住所や	
		あればそれでいいが、三重県以外の遊漁者等にも本規則	事業所・事務所を有する個人や法人その他の団体のほか、	
		を適用するつもりであれば、規則の適用を受けるすべて	県内の事業所や学校等への通勤・通学者など、県内で何	
		の者から意見を聞くべきではないのか。	らかの社会的・経済的活動を営んでいる個人や法人その	
			他の団体も含む。なお、県政の執行について影響を受け	
			る者が県民等に限定されないケースが想定されるので、	
			県民等以外の県外在住者からの意見提出についても極力	

			認めることとする。」と定められており、広く意見を募集	
			するものです。	
2	第3	法第3条第2項第6号により、三重県に配分された数量	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年	D
	条	を管理すべき海域について、図示もしくは、緯度経度を	法律第77号。以下、「資源管理法」という。) では、慣	
		もって具体的に示していただきたい。	例的に、各都道府県の地先海面とされている海域を都道	
		遊漁者についても適用されるようであるが、本規則違	府県の海面として扱っております。	
		反に対しては罰則が設けられており、我が国の排他的経		
		済水域等のうち三重県が管理する区域、言い換えれば、		
		本規則の適用範囲を明示する必要がある。		
3		法にも規定があるが、「くろまぐろをとることを目的と	「目的とする」採捕とは、文字通りくろまぐろの採捕	D
		する採捕」とは具体的にどういった採捕を指すのか。定	を目的として採捕することを指します。	
		義を本規則で示していただきたい。	目的としているかどうかは、その事象毎に採捕の状況	
			や採捕に至った経緯等を総合的に判断するものであり、	
			画一的な定義を示すことはできません。	
4		第3条に違反した場合、法第10条第2項に違反すると	資源管理法第12条及び第22条に罰則規定があるため、	Е
		して、法第22条第1号の罰則が適用されるが、取り締ま	違反した場合は取締りの対象となります。	
		ることを考えているのか。		
5		罰則が「3年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金	当規則は、資源管理法第10条第2項に基づく採捕停止	A
		に処し、又はこれを併科する」と極めて重いものとなっ	命令の発出方法について定めたものであり、罰則を規定	
		ているが、周知期間も設けず、規則を即時施行する予定	するものではございません。	
		なのか。	しかしながら、当規則により、法の罰則が適用される	
		地方自治法第14条の規定により、条例においても定め	こととなるため、一定の周知期間を設けることとしまし	
		ることができないような重い罰則を、いくら法の後ろ盾	た。	

7	漁業権漁業である定置漁業の漁業権免許に制限条件を	資源管理法では、採捕者、漁具漁法、規模などを限定	D
	か。		
	て都道府県に押し付けようとしているだけではないの		
	できないため、自らの省令を施行しないまま、管理を全		
	何か。勘ぐれば、国は、省令や県規則の適用範囲を明示		
	ずとも管理しているが、三重県が規則制定を急ぐ理由は		
	全体に問題があるためではないのか。国は省令を制定せ		
	とえに省令や規則の適用範囲、混獲の定義を含め、制度		
	る農林水産省令が未だに発出されていない。これは、ひ		
	管理期間が始まっているにも関わらず、採捕停止に関す		_
6	国においても大臣管理漁業分について、本年1月から	国の省令は平成30年6月29日公布されました。	Е
	明らかにされたい。		
	のるような規則を、取締りがくさないような内谷のまま で施行してもいいのか、司法関係者が了承しているのか		
	あいく何の問題もながったのか。逆に言えば、懲役刑が あるような規則を、取締りができないような内容のまま		
	定義、さらに漁業権漁業への適用について、事前協議に おいて何の問題もなかったのか。逆に言えば、懲役刑が		
	能で公判が維持できるのか、本規則の適用範囲や用語の		
	のコメントを是非いただきたい。本当に検挙、起訴が可	ます。	
	令との整合性を含め、三重県検察や警察など司法関係者	してお答えする立場ではないため、控えさせていただき	
	こうした重い罰則が科せられる規則について、他の法	検察や警察などの司法関係者の見解については、県と	
	と言われても仕方がないと考えるがどうか。	なります。	
	を実施し、議会への報告も無いようであれば、議会軽視	「違法性」、「有責性」について総合的に検討することと	
	があるにせよ、罰則の内容を伏せたパブリックコメント	刑法においては、個々の事象に対し「構成要件該当性」、	

付与せず、クロマグロの採捕停止を強制できるのか。で↓せずに資源管理の対象とするとともに、法の管理の対象 きるとすればその根拠は何か。国がこれまで最も回答を 拒み、話をすり替えてきたのがこの問題である。(国は、 漁業権は「自治事務である」として逃げているだけであ る。)

法第7条では、「都道府県の知事は都道府県計画の達成 を図るため、漁業法第39条第1項(免許済みの漁業権の 変更)により水産動植物の採捕の制限等の措置その他の 必要な措置を講じなければならない」とあるにもかかわ らず、三重県がこの措置を講じないのはなぜか。

漁業法第 39 項第6項では、「都道府県は、第1項の規 定(免許済みの漁業権の変更)による漁業権の変更若し くは取消し又はその行使の停止によって生じた損失を当 該漁業権者に対し補償しなければならない。」とあるが、 補償しない(できない)から漁業権に制限条件を付けら れないのではないか。漁業権漁業者から採捕停止命令に よる損害賠償請求があった場合、三重県は自ら免許した 漁業権で争い、勝てるのか、仮定の問題ではなく真剣に 考えていただきたい。国の言い分を鵜呑みにすれば痛い 目に合うと思うが、本当に検討できているのか。

漁業法を含め、関連法令を再精査し、取るべき措置を 行ったうえではじめて規則を制定すべきではないか、見 解をいただきたい。

としています。このため、漁業権漁業も含めた全ての採 捕者が規制の対象となります。

クロマグロの来遊状況は年によって大きく変わるた め、漁業法第39条の規定による管理は困難であると判断 します。また、クロマグロは、定置漁業等の免許漁業だ けでなく、中型まき網漁業、一本釣り漁業やはえなわ漁 業、さらに遊漁による採捕もあることから、法第10条第 2項に基づく採捕停止命令によって管理を行います。